

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例の概要について

1. 経緯

市は、岐阜県等との連携により、平成27年度に地域再生法に基づく「地域再生計画（飛騨・郡上地域特定業務施設整備事業計画）」を策定し、国の認定を受けていることから、本社機能を有する施設を市内に移転・拡充した事業者は、国の税制の優遇措置をはじめとする各種支援が受けられるようになっている。

これら国の支援に加えて、高山市企業立地促進条例（以下「条例」という。）では、事業者が地域再生法に基づき策定し、岐阜県知事が認定した「本社機能移転計画」に基づき本社機能を市内に新設、増設、移設し、条例に定める指定の要件及び助成金（雇用促進助成金、事業所等設置助成金、事業所等新設助成金、事業所等借上助成金）の交付の要件を満たした場合に支援を行うこととしている。

その指定及び交付の要件については、地域再生法、同施行規則及び租税特別措置法施行令に基づいて定めているため、令和6年4月に当該法令が改正されたことに伴い、条例を改正する。

2. 改正内容

(1) 本社機能における事業部門の追加（第2条第15号のア）

対象となる事業部門について、「商業事業部門（専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うもの）」、「サービス事業部門（本社機能のうち、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門の業務の受託に関する業務を行うもの）」を追加

(2) 本社機能における対象施設の追加（第2条第15号のエ、オ）

これまで対象としていた特定業務施設（事務所、研究所、研修所）に加え、特定業務施設に併せて整備され、従業員のために使用される特定業務福利厚生施設（寄宿舍、社宅、寮等）及び特定業務児童福祉施設（従業員の児童に係る保育所等）を追加

(3) 本社機能移転による場合の助成金の交付の対象となる事業者の指定要件の変更（別表第2）

中小企業以外の投下固定資産総額（投下固定資産の取得価額の合計額）を2,500万円以上から3,500万円以上に変更